

# 平成31年度 桐生市立商業高等学校 定時制課程 再募集 志願者案内

桐生市立商業高等学校 定時制  
〒376-0026 桐生市清瀬町6番1号  
電話 0277(44)2477 (代)

## 1 応募資格

次の(1)又は(2)に該当する者とする。ただし、全日制課程前期・後期選抜、フレックススクール前期・後期選抜、連携型選抜、定時制課程選抜において、いずれかの高等学校に合格している者及び全日制課程再募集又はフレックススクール再募集に出願している者は応募資格がないものとする。また、定時制課程選抜において本校を受検した者も応募資格がない。

- (1) 学校教育法第57条の規定により、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは平成31年3月卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは平成31年3月修了見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者又は平成31年3月に該当する見込みの者

## 2 出願の制限

- (1) 通学区域は、全県一区とし、1校に限り出願できる。
- (2) 高等学校等に在籍している者の出願は認めない。
- (3) 隣接県の隣接する学区・地域から志願する場合は、「平成31年度群馬県公立高等学校入学選抜実施要項」(以下「県実施要項」という。)による。
- (4) 県外居住者で、一家転住等の特別な事情があつて志願する場合は、「県実施要項」による。

## 3 募集定員

商業科 定員40名より定時制課程選抜の合格者数を減じた人数(男女)

## 4 出願手続

- (1) 志願者は、「入学願書」に受検料として現金950円を添えて、出身又は在学中学校等の校長(以下中学校長等という。)を経由して、本校校長に提出する。なお、「入学願書」及び「受検票」の所定の欄に、志願者の写真(縦4cm×横3cm、正面上半身脱帽で平成30年10月1日以降に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。また、2か所に同一のものとする。)を貼付する。
- (2) 中学校長等は、志願者の「調査書」を、志願者の「入学願書」と合わせて本校校長に提出する。
- (3) 隣接県の隣接学区からの出願に伴う提出書類のうち、「入学願書」用紙は本校で交付する。「併願しない証明」は各中学校長の証明とし、様式は特に定めていない。
- (4) 本校校長は、入学願書を受け付けた時に「受検票」を交付する。
- (5) 入学願書等受付は、3月20日(水)午前9時～午後4時、3月22日(金)午前9時～正午に本校で行う。

## 5 志願の取消し

- (1) 取消しを希望する者は、中学校長等を経由して、「志願辞退届」及び「受検票」を本校校長に3月25日(月)午後4時までに提出する。
- (2) 本校校長は、「志願辞退届」の提出を受けて、「志願辞退証明書」を交付する。
- (3) 既に納付した受検料は還付しない。

## 6 検査（面接及び作文）

(1) 志願者は、面接及び作文による検査を受けなければならない。その際、「受検票」を提示するものとする。

(2) 面接及び作文の日程は、次のとおりとする。

a 受付 定時制職員生徒用玄関

b 日程

期日 \ 時間	10:00 ~	10:30 ~ 11:20	(10分)	11:30 ~
3月26日(火)	集合・諸注意	作文	休憩	面接

c 携帯品 「受検票」、筆記用具（鉛筆又はシャープペン、消しゴム）、上履き

## 7 選抜方法

本校校長は、中学校長等から提出された調査書及び面接、作文の結果等を総合して、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜を行うものとする。

## 8 合格者発表

(1) 3月28日（木）午前10時、本校舎1階玄関南側に合格者の受検番号を掲示する。なお、電話等による問い合わせには一切応じない。

(2) 合格者は、3月28日（木）午前10時15分から始まる「入学予定者説明会」に保護者同伴で必ず出席すること。その際、受付で「受検票」を提示すること。

## 9 選抜日程

事 項	期 日	備 考
入学願書等受付、 調査書提出	3月20日（水） 3月22日（金）	3月20日は午前9時から午後4時までとし、 3月22日は午前9時から正午までとする。
検査（作文・面接）実施	3月26日（火）	前記6による。
合格者発表	3月28日（木）	午前10時、本校舎1階玄関南側に掲示する。

## 10 備考

(1) 合格者発表後、5人以上の欠員がある場合は、3月29日（金）から4月3日（水）までの間を出願期間として、追加募集を行う。

作文及び面接の検査等は4月3日（水）午後2時から実施する。合格者発表は4月3日（水）午後5時30分、本校舎1階玄関南側に合格者の受検番号を掲示する。

(2) その他必要な事項は、「県実施要項」による。

(3) 不明な点については、直接定時制教頭までご連絡ください。